

交通安全講話（令和7年6月11日）

令和7年6月11日（水）6限、全校生徒を対象に交通安全講話を開催しました。来年4月1日から自転車の交通違反に対する反則金の納付を通告するいわゆる「青切符」による取締が始まることを受け、計画したものです。本校での自転車通学者の割合は5.9%と、さほど高くはありませんが、日常生活での使用もあることから全ての生徒を対象に実施したところです。当日は秋葉警察署交通課 浅田 奏 様より「自転車での違反や事故の際に問われる責任等」と題して講話をしていただきました。自転車は軽車両であり、従うべき信号に注意すること、自転車保険の加入が義務づけられたこと、自転車もヘルメットの着用義務があること、交通事故が起きたとき、そして交通事故を起こさないためにはどうすべきか等をスライドを利用しながらわかりやすく話していただきました。

